

# 令和元年度 財政的援助団体等監査実施結果の概要

地方自治法第199条第7項の規定に基づき執行した監査の結果について、第9項の規定により公表する。

## 1 監査対象団体

- (1) 県が資本金等の4分の1以上を出資（出捐）している団体（出資団体）
- (2) 県が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えている団体（補助金等交付団体）
- (3) 公の施設の管理を行わせている団体（公の施設管理団体）

## 2 監査実施団体 18団体

### (1) 出資団体 13団体

- 公益財団法人 長田ふるさと財団
- 公益財団法人 やまなみ文化基金
- 公益財団法人 やまなし文化学習協会
- 公立大学法人 山梨県立大学
- 社会福祉法人 山梨県社会福祉事業団
- 地方独立行政法人 山梨県立病院機構
- 公益財団法人 山梨県国際交流協会
- 公益財団法人 山梨県子牛育成協会
- 公益財団法人 山梨県スポーツ協会
- 公益社団法人 山梨県私学教育振興会
- 公益財団法人 山梨県緑化推進機構
- 公益社団法人 山梨県農業用廃プラスチック処理センター
- 公益社団法人 山梨県畜産協会

### (2) 補助金等交付団体 2団体

- 学校法人 帝京大学  
【帝京山梨看護専門学校運営費補助金、山梨県看護師等養成所運営費補助金】
- 山梨県農畜産物販売強化対策協議会【農産物ブランド化支援事業費補助金】

### (3) 公の施設管理団体 3団体

- 社会福祉法人 蒼溪会【山梨県立あゆみの家】
- 社会福祉法人 山梨県手をつなぐ親の会  
【山梨県立梨の実寮、山梨県立育精福祉センター成人寮】
- 富士観光開発・富士グリーンテックグループ【山梨県曾根丘陵公園】

## 3 監査対象期間

平成30年度

## 4 監査実施期間

令和元年9月3日～令和元年12月25日

## 5 監査結果処理区分

- ・指摘事項 法令等に違反するなど著しく不適切な事務処理等と認められるもの
- ・指導事項 指摘事項以外で特に改善を要すると認められるもの
- ・注意事項 不適切な処理の内容が軽易なもので、単純な誤謬に起因すると認められるもの

## 6 監査結果

財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、概ね適正に処理されていたが、一部において改善を要する事項が認められた。

監査の結果、指摘事項、指導事項、注意事項とした区分ごとの集計は、次のとおりである。

昨年度

(1) 指摘事項のあった団体	0 団体	( 1 団体)
・指摘件数	0 件	( 2 件)
(2) 指導事項のあった団体	13 団体	(15 団体)
・指導件数	33 件	(44 件)
(3) 注意事項のあった団体	9 団体	( 8 団体)
・注意件数	16 件	(22 件)
計	49 件	(68 件)
※ 指摘事項、指導事項及び注意事項がなかった団体	3 団体	( 1 団体)

## 7 指摘事項等の概要

- (1) 指摘事項 なし
- (2) 指導事項 (13 団体、33 件)
  - ・備えるべき帳簿等が作成されていないものや内容の不備 7 件
  - ・賞与引当金の計上漏れ 1 件
  - ・契約書の内容の不備 2 件
  - ・現金の取扱事務 2 件
  - ・長期未収金等 3 件 等
- (3) 注意事項 (9 団体、16 件)
  - ・賞与引当金の計上誤り 等

## 8 監査結果に基づく意見

地方自治法第199条第10項の規定に基づき、監査の結果に関する報告に添えて提出する意見は、次のとおりである。

(総括的な意見)

今回の監査において、各団体で定められた規程等の内容の不備や規程等に沿った適切な事務処理が行われていないものが見受けられた。また、公益法人会計基準の運用指針に係る一部改正の内容が、認識されていない状況も見受けられた。各団体においては、適時規程等の必要な見直しを行うとともに、チェック体制の強化など再発防止策を徹底し、法令等に則った事務処理の適正性の確保に努められたい。

また、各団体の所管課においては、このような状況を踏まえ、出資法人等の経営が適正かつ安定的に行われるよう、必要な指導・助言に努められたい。